

「平成15年税制（住宅取得資金の贈与に係る相続時精算課税制度、土地・建物に係る流通課税（登録免許税・不動産取得税）の大幅な負担軽減、特別土地保有税の課税停止、上場Jリートに係る配当課税及び譲渡益課税の見直し、投資法人等が取得する不動産に係る不動産取得税等の見直し）」

（相続税・贈与税）

- ・住宅取得資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例を創設。
65歳以上の親から20歳以上の子への生前贈与に係る贈与税に関し、2,500万円まで認められている相続時精算課税制度について、住宅取得資金に充てる場合は、3,500万円までとし、65歳未満の親からの贈与についても適用を可能とする特例。

（登録免許税）

- ・土地の売買による所有権の移転登記に係る登録免許税の税率を不動産価額の1,000分の10に引下げ。

（不動産取得税）

- ・宅地評価土地に係る課税標準を引続き1/2とするとともに、従来住宅の取得に対してのみ適用されていた税率の特例（4%→3%）を不動産全般に拡充。
- ・投資信託及び登録投資法人が取得する不動産の価格について3分の2を控除する特例の適用要件に関し、実物不動産要件及び敷地面積要件を廃止。

（特別土地保有税）

- ・平成15年以降、当分の間、課税停止。

（所得税）

- ・上場不動産投資証券等（上場株式等）の配当等に係る源泉徴収税率を、平成15年4月1日から同年12月31日までは10%、平成16年1月1日から平成21年12月31日までは7%に引下げ。

- ・ 上場不動産投資証券等（上場株式等）を平成15年1月から平成19年12月31日までに譲渡した場合の譲渡益に係る税率を15%から7%に引下げ。